## 私立大学図書館協会WEBサービス利用細則

## (趣旨)

### 第1条

この細則は、私立大学図書館協会(以下「協会」という。)のWEBサービスの利用について、必要な事項を定めるものとする。

### (WEBサービスの主管)

### 第2条

WEBサービスは、会長校が、情報資源の円滑でかつ健全な管理および運用を行うため 主管する。

### (利用について)

### 第3条

WEBサービスの利用とは、協会が提供するサーバを用いて、次に掲げる利用形態により協会の広報、研究活動の促進、並びに本協会活動に関わる情報の発信及び情報の交換をすることをいう。また、WEBサービスを利用して協会ホームページで公開する情報については、協会ホームページ運用要項並びに協会ホームページ公開細則に基づくものとする。

- (1) ホームページ設置スペースサービス
- (2) 代表者宛メールアドレスサービス
- (3) 構成員用メーリングリストサービス

## (利用者)

## 第4条

WEBサービスを利用することができる者は、協会役員校、協会委員会、東地区部会、 東地区部会に所属する団体、西地区部会、西地区部会に所属する団体、西地区部会各地区 協議会、並びに西地区部会各地区協議会に所属する団体(以下「利用者」という。)とする。

## (利用の申請)

### 第5条

利用者は、協会が別に定める利用申請書の提出またはWEBフォームからの申請により会長校に利用の承認を求めるものとする。(連絡担当者)

### 第6条

利用者は、連絡担当者を設定し、利用申請書に記載するものとする。また、連絡担当者は、会長校からの連絡の責務を負うものとする。

#### (利用の承認)

## 第7条

会長校は常任幹事会に諮り、利用の申請について適当と認めた場合には、これを承認し 利用形態により次の手続きを行う。

- (1) ホームページ設置スペースサービスの承認にあたっては、サーバの利用者番号 (URL並びにFTPアカウント) をあわせて付与する。
- (2) 代表者宛メールアドレスサービスの承認にあたっては、メールアドレスを付与する。
- (3) 構成員用メーリングリストサービスの承認にあたっては、メールアドレスを付与する。

### (禁止事項)

## 第8条

利用者は、次に掲げる各号の行為をしてはならない。

- (1) 利用者番号の第三者への譲渡・貸与
- (2) 他者のプライバシーに触れる行為
- (3) 著作権を侵害する行為
- (4) 営利を目的とした行為
- (5) ネットワークの管理及び運用を妨げる行為
- (6) WEBサービスを不当に占有または浪費する行為
- (7) その他協会並びに協会ホームページ運営を妨げる行為

## (利用の取り消し)

## 第9条

会長校および常任幹事会は、第8項の禁止事項に違反した利用者に対して、申請元の上 部組織との議を経てその利用の承認を取り消し、またはその利用を停止することができる。

## (届出)

## 第10条

利用者は、次に掲げる事項に該当する事由が生じた場合は、速やかに利用申請書の提出またはWEB上の申請フォームにより会長校に届け出るものとする。

- (1) 利用申請書の記載事項に変更が生じたとき
- (2) 利用を中止するとき

## (その他)

## 第11条

本細則は、会長校が常任幹事会との合議によって定め、役員会に報告するものとする。

# 附 則

本細則は、2002年9月3日から施行する。

本細則は、2007年12月7日に改正し、同日から施行する。

本細則は、2014年3月31日に改正し、同日から施行する。

本細則は、2015年4月1日より施行する。

本細則は、2019年12月6日に改正し、2021年4月1より施行する。